

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 5 月から 52 年 3 月までの期間及び 55 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 5 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 55 年 3 月
③ 昭和 60 年 10 月から 61 年 9 月まで

申立期間①については、それまで勤務していた事業所を退職した昭和 51 年 5 月から約 1 年間分の国民年金保険料を納付していなかったため、52 年 4 月ごろに区役所窓口で一括払いした。

申立期間②については、共済組合に加入する前であるのに、国民年金保険料が還付され、未加入期間となっているのはおかしい。

申立期間③については、昭和 60 年 10 月に、妻が市役所窓口で夫婦の国民年金の被保険者資格取得手続きを行い、その後は妻が二人分の国民年金保険料を、当初は市役所で、翌年度からは銀行で毎月納付していた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 51 年 5 月に国民年金の加入手続きをしたものの、国民年金保険料は納付せず、52 年 4 月ごろにそれまでの未納分をまとめて納付し、それ以降は自身の保険料を定期的に納付するとともに、申立人の元妻は、その当時学生であったためその元妻の保険料については免除申請を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、51 年 6 月にその元妻と連番で払い出されている上、申立人の 52 年 4 月以降の保険料は現年度納付されているとみられ、その元妻についても同年 4 月以降は申請免除期間となっていることが確認できることから、申立人の供述とおおむね一致しており、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立期間①は 11 か月と短期間である上、申立人が申立期間①の国

民年金保険料を納付したとする昭和 52 年 4 月の時点では、申立期間①の保険料は現年度納付することが可能であることや、申立期間①後の保険料は現年度納付されているとみられること等を勘案すると、申立期間①についても納付したと考えるのが自然である。

2 申立期間②については、オンライン記録によると、昭和 61 年 11 月に、55 年 3 月 31 日を国民年金の被保険者資格喪失年月日として処理したことにより未加入期間となり、申立期間②に係る国民年金保険料の還付処理がなされているが、本来、申立期間②は国民年金の強制加入期間に相当し、保険料を還付する理由は見当たらないことから、当該期間については国民年金の納付済期間とすることが妥当である。

3 一方、申立期間③について、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の妻は、昭和 60 年 10 月に申立期間③に係る夫婦二人の国民年金の加入手続を同時に行い、国民年金保険料については、加入手続当初は毎月市役所窓口において納付していたと主張しているが、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、61 年 10 月ごろに払い出されたとみられることから、申立人の再加入手続及びその妻の加入手続は、同年 10 月ごろに行われたと考えられる。さらに、その時点では、申立期間③の一部は過年度納付によらなければ保険料を納付できない期間であるが、申立人夫婦が申立期間③当時居住していた市においては、当時、過年度保険料の窓口での収納は行っていなかったとしている上、申立人の妻も、国民年金保険料を遡及して納付した記憶は無いとしているほか、申立期間③について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立人の妻は、申立期間③に係る国民年金の加入手続後、国民年金保険料を 1 年間ぐらい納付し、その後、自分の保険料については免除申請手続を行ったとしているが、オンライン記録によると、申立人夫婦の保険料は、共に申立人の妻の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 61 年 10 月以降納付済みとなっている上、申立人の妻の 62 年 4 月から 63 年 3 月までの申請免除期間に係る申請手続は、62 年 7 月 31 日に申請が行われていること、申立人の妻は保険料の遡及納付を行なった記憶は無いとしていること等を踏まえると、申立人の妻は、加入手続を行った 61 年 10 月の保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

その上、申立人の妻は、申立人の年金加入歴及び加入期間等が記載されているメモ（2 枚）が、申立期間③の国民年金保険料を納付したことを示すものであるとしているところ、当該メモによると、申立期間③については、国民年金の加入期間及び「掛け済み」とされているが、申立人の妻に聴取しても、当該メモを作成した時期等について明確に記憶していない上、

当該メモには、記録上国民年金保険料の未納期間となっている申立期間①についても、国民年金の加入期間及び「掛け済み」とされていることから、当該メモは、必ずしも保険料の納付記録を示したものとはなっておらず、申立期間③の保険料の納付を裏付けるものとは言えない。

このほか、申立期間③について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年5月から52年3月までの期間及び55年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月から 51 年 3 月まで

昭和 50 年 9 月に会社を退職した後、しばらくしてから A 市役所で国民年金の加入手続を行い、それまでの国民年金保険料の未納分については、まとめて納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 7 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和 50 年 9 月に会社を退職後、国民年金の加入手続をすぐには行わず、しばらくしてから A 市役所で夫婦二人分の手続を行ったとしているところ、戸籍の附票により、申立人が 51 年 10 月に A 市に転入していることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は同年 11 月に夫婦連番で払い出されていることから、申立人の供述とおおむね一致しており、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付により納付することとなるが、調査の結果、市においては、当時、過年度保険料の納付書を発行し、市役所内の金融機関において納付することが可能であったとみられることや、上記の状況などを勘案すると、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月3日まで

私は、昭和24年5月10日にA社に入社し、44年7月3日に同社からB社に移籍したが、社会保険事務所（当時）の回答では、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないとのことであった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された稟議書、申立人の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間にA社で継続して勤務し（昭和44年7月3日にA社からB社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和44年5月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社からB社に移籍した35人に申立人と同様の事象が見受けられ、当該移籍に係る届出が適切に行われたとは考え難いことから、事業主が昭和44年6月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 958

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成13年11月から14年5月までは36万円、同年8月及び同年9月は32万円、18年7月から19年2月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から19年3月1日まで

私が保管している給与支給明細書に記載されている報酬額と社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額が相違している。申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書に記載されている報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が相違していることが認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書の厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成13年11月から14年5月までを36万円、同年8月及び同年9月を32万円、18年7月から19年2月までを22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づ

く厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成14年6月、同年7月及び同年10月から18年6月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致している。

このほか、当該期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から7年3月まで

申立期間当時は海外に出向していたが、その間、会社が私に代わって、国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

同時期に、同様に海外に出向していた他の社員は、国民年金の加入漏れが無いのに、私だけが申立期間について未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、出向のため平成5年3月から7年3月まで海外に在住しており、一時帰国した際には日本で住民登録を行っていたとしているところ、戸籍の附票等から、申立人は、5年2月3日から7年3月8日までの期間のうち、5年8月23日から同年9月4日までの期間及び6年2月1日から同年2月21日までの期間を除き、海外に在住していることが確認できる。制度上、日本国内に住所を有しない期間については国民年金の任意加入対象期間となるため、任意加入手続を行わなければ国民年金の被保険者となり得ないが、申立人が勤務している会社は、出向者に係る国民年金の任意加入手続は会社が行い、国民年金保険料も前納していたとしているところ、オンライン記録によると、申立人は、5年3月10日に任意加入被保険者として被保険者資格を取得し、平成5年度の国民年金保険料については前納している（平成6年3月分については、同年12月に還付済み。）上、申立人が、申立人と同時期に出向していたとする者についても同様に前納されている状況であることから、申立人が勤務している会社は、出向者に係る国民年金の任意加入手続及び保険料納付を出向者に代わり行っていたものと考えられ、申立人の平成5年3月10日の任意加入手続及び保険料納付も申立人が勤務している会社が行った

ものと考えられる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格は、平成6年2月1日に任意加入から強制加入に切り替わっていることから、再度海外に在住する同年2月22日以降も国民年金に加入するためには、改めて任意加入手続を行わなければ被保険者資格を喪失するが、申立人自身は当該手続を行っていないとしている上、申立人が勤務している会社も、「当社として必要な手続は行っているはずであるが、申立人の申立期間に係る任意加入手続を行ったことを証明する資料は無い。また、申立人の平成6年2月の国民年金の任意加入から強制加入への切替手続については、海外に赴任している者が一時帰国したとしても、通常、当社として任意加入から強制加入に切替手続を行うことは無いことから、当該手続は申立人自身が行ったと思う。」としていることを踏まえると、申立人は、申立期間前に一時帰国した際、任意加入から強制加入への切替手続を行ったものの、再び海外に転出した際に任意加入手続を行わなかったために被保険者資格を喪失し、申立期間が未加入期間となったものと考えるのが妥当である。

さらに、前納されている申立人の平成5年度の国民年金保険料のうち、平成6年3月分の保険料については過誤納のため同年12月に還付されているが、オンライン記録によると、当該過誤納の発生日は同年3月9日となっていることから、その時点において申立期間のうち同年3月は国民年金の未加入期間であったと考えられる上、市を調査しても、申立人が申立期間に国民年金に任意加入した形跡は無く、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年5月から15年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月から15年6月まで

平成11年8月に入院治療のため会社を退職し、国民年金と国民健康保険に加入した。それ以降、毎年国民年金の免除申請書類を提出している。平成12年度分については、前年に収入があったことから免除が認められず、13年度分については、免除申請したにもかかわらず申請書類が無いと言われたため、両年度共国民年金保険料を納付した。14年度分についても、14年7月に免除申請書類を提出しているのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を免除申請したことを示す関連資料は無い。

また、申立人は、申立期間直前の平成13年度分の国民年金保険料の免除申請書類については傷病手当金請求書類と併せて社会保険事務所（当時）に送付したと主張しているが、申立人の傷病手当金の法定給付期間は平成12年12月12日までとなっているため、当該法定給付期間内には翌年度となる平成13年度分の免除申請書類を提出することはできない上、オンライン記録及び社会保険事務所の調査結果においても、13年度分に係る傷病手当金の請求が行われた形跡は無いほか、申立人は、当初、申立期間に係る免除申請書類は町役場に提出したとしていたが、その後、同書類は社会保険事務所に提出したとするなど、この当時の免除申請手続に関する記憶は曖昧である。

さらに、申立人は、平成14年7月に平成14年度分の国民年金保険料の納付書が送られてきたため、平成14年4月分のみを納付するとともに、申立期間の免除申請手続を行ったとしているが、免除申請の承認通知は受け取っ

た記憶は無いとしている上、同年7月に免除申請が行われた場合、遡^{そきゅう}及して適用されるのは同年6月までであるほか、オンライン記録によると、同年4月の保険料は同年5月13日に納付されていることから、供述内容に不合理な点がみられる。

加えて、申立人の国民年金保険料の免除申請の状況について町に照会しても、申立期間当時の書類は保存期限を過ぎており、資料は残っていないとしているため免除申請の状況が確認できない上、町の記録では申立期間は未納となっており、ほかに保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年9月まで

申立期間については、昭和60年10月に、私が市役所窓口で夫婦の国民年金の被保険者資格取得手続きを行い、その後は私が二人分の国民年金保険料を、当初は市役所で、翌年度からは銀行で毎月納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、昭和60年10月に申立期間に係る夫婦二人の国民年金の加入手続きを同時に行い、国民年金保険料については、加入手続き当初は毎月市役所窓口において納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、61年10月ごろに払い出されたとみられることから、申立人の加入手続き及びその夫の再加入手続きは、同年10月ごろに行われたと考えられる。さらに、その時点では、申立期間の一部は過年度納付によらなければ保険料を納付できない期間であるが、申立人夫婦が申立期間当時居住していた市においては、当時、過年度保険料の窓口での収納は行っていなかったとしている上、申立人も、国民年金保険料を遡及^{そきゅう}して納付した記憶は無いとしているほか、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続き後、国民年金保険料を1年間ぐらい納付し、その後、自分の保険料については免除申請手続きを行ったとしているが、オンライン記録によると、申立人夫婦の保険料は、共に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和61年10月以降納付済みとなっている上、申立人の62年4月から63年3月までの申請免除期間に

係る申請手続は、62年7月31日に申請が行われていること、申立人は保険料の遡^{そきゅう}及納付を行った記憶は無いとしていること等を踏まえると、申立人は、加入手続を行った61年10月の保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

その上、申立人は、申立人の夫の年金加入歴及び加入期間等が記載されているメモ（2枚）が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示すものであるとしているところ、当該メモによると、申立期間については、国民年金の加入期間及び「掛け済み」とされているが、申立人に聴取しても、当該メモを作成した時期等について明確に記憶していない上、当該メモには、記録上国民年金保険料の未納期間となっている昭和51年5月から52年3月までの期間についても、国民年金の加入期間及び「掛け済み」とされていることから、当該メモは、必ずしも保険料の納付記録を示したものとはなっておらず、申立期間の保険料の納付を裏付けるものとは言えない。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から同年 6 月まで

申立期間当時、国民年金保険料は婦人会の役員が集金しており、私の保険料も、昭和 39 年 7 月に厚生年金保険に加入するまでは父親が婦人会の役員に納付していた。申立期間が未加入期間となっていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、それらを行ったとするその父親も他界しているため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間は既にその父親が経営する事業所に勤務していたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となるまではその父親が国民年金保険料を納付していたとしているものの、申立人に係る国民年金被保険者台帳（旧台帳）及び市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立期間は未加入期間となっており、市の被保険者名簿には、昭和 39 年度の検認記録欄に「厚生年金加入」と押印されていることから、当時、昭和 39 年 4 月 1 日から厚生年金保険に加入したものとして取り扱われたものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間当時、申立人と同居し、その父親が国民年金保険料を納付していたとする申立人の兄についても、申立人と同様に、昭和 39 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失した後、同年 7 月に申立人の父親が経営する事業所で厚生年金保険に加入しており、申立期間は国民年金の未加入期間となっている。

加えて、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形

跡は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 959

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月から34年3月10日まで

私は、A社に昭和32年12月後半に入社し、3か月ほどの見習期間後の33年3月ぐらいからは厚生年金保険に加入していたはずである。同社は34年3月10日の合併によりB社（現在は、C社）となったが、それ以前の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間当時の複数の同僚に照会したところ、申立人が同社で勤務していたとの供述はあったものの、申立人の勤務時期については明確でなく、申立に係る事実を確認できる供述等は得られなかった。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得られなかった。

さらに、A社は、昭和35年11月24日にB社となっているが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点はみられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 960

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 2 日から 38 年 7 月 26 日まで
社会保険事務所(当時)から申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらったが、私は申立期間に係る脱退手当金を受給していないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後 1 ページに記載されている申立人以外の女性のうち、脱退手当金の受給資格があり申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 7 月の前後(昭和 37 年 12 月から 44 年 5 月までの期間)に資格を喪失した者 16 人(当該事業所で資格を喪失した後、短期間で他の事業所で資格取得している者を除く。)の脱退手当金の支給記録を調査したところ、13 人について支給記録が確認でき、そのうち 11 人について資格喪失日から 6 か月以内に支給されている上、当該 13 人全員について被保険者原票に「脱」表示が記されていること、脱退手当金を受給したとする同僚は「退職時に会社から説明を受け、脱退手当金を受給した。手続は会社が行ってくれたと思う。」と供述していること及び当該事業所に照会したところ、「当時の事務担当者によると、退職者に対し脱退手当金の説明を行い、脱退手当金の代理請求及び代理受給をしていた。」との回答があったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金

は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和38年11月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 961

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 31 日から 48 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）の回答では、A社の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いとのことであった。私の妻も申立期間に同社で勤務していたが、妻の当該期間に係る厚生年金保険の加入記録は確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間にA社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、一人の同僚の供述から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚は申立人の勤務時期については記憶しておらず、他の同僚は申立人を記憶していない上、これらの同僚からは、当時のA社における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった。

また、A社は平成2年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本により判明した申立期間当時の代表取締役等に照会したものの、既に他界しており、代表取締役の子に申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険の控除の状況について照会したところ、当時の資料は残っていないとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、昭和48年4月1日資格取得、50年5月17日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無い。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に係る申立人の被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月ごろから23年12月1日まで
② 昭和26年7月5日から27年1月20日まで
③ 昭和27年3月1日から29年7月1日まで
④ 昭和30年2月11日から31年8月2日まで

私は中学校卒業後、申立期間①及び③については、A社で勤務した。仕事はミシンの組立だった。申立期間②については、B社（現在は、C社）で勤務した。仕事は鋳物の鋳造だった。申立期間④については、D社で勤務した。仕事は鋳物づくりだった。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時、A社に在籍していた同僚の供述から、申立人が申立期間①において同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶しているA社に申立人と同時期に入社したとする二人の同僚は、本人が記憶している入社時期より1年ほど経過した後同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、そのうちの一人の同僚は、「1年くらいの見習期間があった。」と供述していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとはいえない状況がうかがえる。

また、オンライン記録によると、A社は昭和22年11月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①のうち同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

申立期間③について、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時に被保険者であつ

た同僚に照会したが、申立人に関する供述等を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によると、A社は昭和33年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも申立期間当時の役員関係者等の所在が判明しないため、申立人の申立期間①及び③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①及び③において申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

申立期間②について、当時、B社に在籍していた複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、C社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間④について、当時、D社に在籍していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間④に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、D社に照会したところ、「当社の年金台帳には、申立人は昭和30年2月11日に資格喪失と記載されており、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出を行った」との回答であった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 963

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 41 年 2 月 21 日まで
社会保険事務所（当時）に年金手続に行った際、申立期間に係る脱退手当金は支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受け取った覚えが無く、納得ができない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和41年6月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、昭和46年4月まで国民年金保険料を納付しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 964

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月から 32 年 5 月ごろまで
申立期間について、定時制の高校に通いながら A 社に勤務し、配管工の仕事をしていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人に係る労働者名簿及び同僚の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶している同僚のうち、申立人と同様に定時制高校に通いながら、A 社で勤務していたとする同僚は、本人が記憶している入社時期の 4 年後である定時制高校の卒業後とみられる時期に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社においては、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとはいえない状況がうかがわれる。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について A 社に照会したところ、当時の資料が残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 965

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月ごろから 49 年 9 月ごろまで

私は、昭和 44 年 4 月ごろから A 事業所に臨時職員として 5 年間勤務した。給与は市からもらっていたが、49 年 9 月ごろに病気を理由に辞めた。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所における同僚の供述により、勤務時期は特定できないものの、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 事業所は昭和 57 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚 6 人のうち 2 人は平成 5 年 4 月に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。ところ、連絡の取れた同僚は「昭和 47 年から勤務していたが、厚生年金保険には平成 4 年ごろから加入した。それまでは国民年金に加入していた。」と供述している。

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について A 事業所に照会したところ、「人事記録等関係書類を調査したが、申立人が勤務していた記録は見当たらない。」との回答があった。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和 43 年 3 月 21 日から 46 年 3 月 26 日までの期間、申立てに係る事業所とは別の事業所において厚生年金保険の被保険者となっており、申立人の雇用保険の加入記録も同様の記録となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。